

第198回 福島県都市計画審議会

議案書

日 時 令和7年11月21日（金）10時00分～

場 所 福島県自治会館 3階 大会議室

福島県都市計画審議会

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| ○ 報告事項 | |
| 1. 第197回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告 | 1 |
| ○ 第198回福島県都市計画審議会審議事項 | |
| 2. 議案 | 2 |
| ○ 福島県都市計画審議会委員名簿 | 11 |

1. 第197回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告

第197回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおりです。

| 議案番号 | 議案名 | 告示(許可)年月日 | 告示番号 |
|----------|---|-----------|------------|
| 議案第2051号 | 県南都市計画道路の変更について | 令和7年2月28日 | 福島県告示第556号 |
| 議案第2052号 | 相馬地方都市計画道路の変更について | 令和7年3月28日 | 福島県告示第564号 |
| 議案第2053号 | 特殊建築物の敷地の位置について(棚倉町) (建築基準法第51条ただし書きによる許可) | 令和7年4月24日 | - |
| 議案第2054号 | 特殊建築物の敷地の位置について(郡山市) (建築基準法第51条ただし書きによる許可) | 令和7年3月4日 | - |

令和7年11月21日

福島県都市計画審議会長

2. 議案

第198回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。

| 議案番号 | 議案名 | 決定区分(関係市町村) | 備考 |
|----------|--|----------------|-------------------------------------|
| 議案第2055号 | 会津都市計画道路の変更について | 福島県 (会津若松市) | |
| 議案第2056号 | 双葉都市計画公園の変更について | 福島県 (双葉町) | 都市計画法第21条第2項で準用する同法第18条第1項の規定に基づく議案 |
| 議案第2057号 | 浪江都市計画公園の変更について | 福島県 (浪江町) | |
| 議案第2058号 | 特殊建築物の敷地の位置について (建築基準法第51条ただし書きによる許可) | — (相馬市) | 建築基準法第51条の規定に基づく議案 |
| 議案第2059号 | 特殊建築物の敷地の位置について (建築基準法第51条ただし書きによる許可) | — (南相馬市) | |

令和7年11月21日

福島県都市計画審議会長

会津都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・126号日新徳久線ほか1路線を次のように変更する。

| 種別 | 名 称 | | 位 置 | | | 区域 | 構 造 | | | | 備考 |
|------------------|---------|-------------|-------------------------|---------------------------|-------------------|--------------|----------|----------|-----|--|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主 な 経過地 | | 構造 形式 | 車線 の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道 等との交差の構造 | |
| 幹 線 街 路 | 3・4・126 | 日新町徳 久線 | 会津若松市 日新町 | 会津若松市 門田町大字徳 久字竹之元 | 会津若松 市城西町 | 約 3,400m | 地表式 | 2 車線 | 16m | 幹線街路と平面交差 6 箇所 | |
| | 3・4・111 | 藤室鍛冶 屋敷線 | 会津若松市町 北町大字藤室 字藤室 | 会津若松市神 指町大字南四 合字才ノ神 | 会津若松 市天寧寺 町 | 約 11,230m | 地表式 | 2 車線 | 16m | JR 磐越西線及びJR 只見線 と立体交差 2 箇所幹線街路 と立体交差 1 箇所平面交差 16 箇所 | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

日新町徳久線は、市街地中心部を南北に縦断する重要な都市計画道路であり、幹線街路として利用されている路線である。現在、交差点形状が複雑であり、右折車線がないことから、朝夕の通勤時には渋滞が発生している。そのため、右折車線を新設し、交差点形状を見直すことから、幅員を変更しようとするものである。

藤室鍛冶屋敷線は、市街地中心部を東西に横断する重要な都市計画道路であり、幹線街路として利用されている路線である。

現在、交差点形状が複雑であり、右折車線がないことから、朝夕の通勤時には渋滞が発生している。そのため、右折車線を新設し、交差点形状を見直すことから、幅員を変更しようとするものである。

【 参 考 】

1 住民説明会開催状況

開 催 日 令和7年8月19日

2 公聴会開催状況

開 催 日 令和7年9月29日

公 述 人 なし

3 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 令和7年10月17日～令和7年10月31日

意見書の提出状況 意見書の提出なし

4 市町村の意見

| 市町村名 | 意見 |
|-------|----|
| 会津若松市 | なし |

双葉都市計画公園の変更について

都市計画公園中8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|------|-------|-----------|--|--------------------------------------|----|
| | 番号 | 公園名 | | | |
| 特殊公園 | 8・5・1 | 福島県復興祈念公園 | 双葉郡双葉町大字中浜 字本町、字西川原、字南川原 双葉郡双葉町大字両竹 字北細田、字細田、字増田 双葉郡双葉町大字中野 字渋江、字宮ノ脇、字高田、字羽山前 | 約 21.8ha 約 21.4ha | |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的としており、平成29年6月の都市計画決定以降、現在まで整備を進めています。

一方で、本公園は道路や河川等の公共施設に囲まれるかたちで隣接しており、公園として整備する範囲について各公共施設の管理者と調整を進めた結果、一部において区域を拡大、又は縮小させる必要が生じております。

以上により、本公園の面積について変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 行政区長（両竹地区・浜野地区）に対する説明会
開 催 日 令和7年7月11日
- 2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況
縦覧期間 令和7年10月10日～令和7年10月24日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

- 3 市町村の意見

| 市町村名 | 意見 |
|------|----|
| 双葉町 | なし |

浪江都市計画公園の変更について

都市計画公園中8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|------|-------|-----------|--|--------------------------------------|----|
| | 番号 | 公園名 | | | |
| 特殊公園 | 8・5・1 | 福島県復興祈念公園 | 双葉郡浪江町大字両竹 字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、 字的場、字本町、字北庄司口 双葉郡浪江町大字中浜 字西川原 | 約 25.6ha 約 25.0ha | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的としており、平成29年6月の都市計画決定以降、現在まで整備を進めています。

一方で、本公園は道路や河川等の公共施設に囲まれるかたちで隣接しており、公園として整備する範囲について各公共施設の管理者と調整を進めた結果、一部において区域を拡大、又は縮小させる必要が生じております。

以上により、本公園の面積について変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 行政区長（両竹地区・中浜地区）に対する説明会
開 催 日 令和7年7月11日、22日
- 2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況
縦覧期間 令和7年10月10日～令和7年10月24日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

- 3 市町村の意見

| 市町村名 | 意見 |
|------|----|
| 浪江町 | なし |

特殊建築物の敷地の位置について
(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

| 名称 | 位置 | 面積 | 用途 | 備考 |
|--------------|---|---------------------------|---|--|
| 東北交易 株式会社 | 福島県相馬市光陽2 2-4, 2-12, 2-21, 2-22, 2-2 3, 2-24, 3-1, 3-15, 3-16, 3- 23, 3-25, 3-26, 3-27, 3-28 | 279,968.30 m ² | 産業廃棄物処理施設 建築面積 34,593.39 m ² がれき類の破碎施設 (最大 984 t / 日) | 申請人 福島県福島市上野寺字西原42番 地の3 東北交易株式会社 代表取締役 三本 鋭植 |

当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として、がれき類の破碎処理を行うにあたり、1日あたりの処理能力が100tを超えることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

【当該地の都市計画制限】

| 都市計画の状況 | 状況 |
|---------|--------|
| 区域区分 | なし |
| 用途地域 | 工業専用地域 |

特殊建築物の敷地の位置について
(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

| 名称 | 位置 | 面積 | 用途 | 備考 |
|-----------------|--|-------------------------|---|--|
| 株式会社 まるさセンター | 福島県南相馬市原町区上北高平字入道廻125-1の一部及び福島県南相馬市鹿島区寺内字横峯301-2 | 9,949.79 m ² | 産業廃棄物処理施設 建築面積1,282.61 m ² 焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック、その他) | 申請人 福島県南相馬市原町区上北高平字入道廻125-1 株式会社まるさセンター 代表取締役 佐藤 光正 |

当該施設は、老朽化した焼却炉を新しい設備に更新するもので、前回の許可時点の処理能力から1.5倍を超えて処理を行う産業廃棄物の品目があることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

【当該地の都市計画制限】

| 都市計画の状況 | 状況 |
|---------|-----|
| 区域区分 | なし |
| 用途地域 | 無指定 |

○福島県都市計画審議会委員名簿

福島県都市計画審議会委員

| 議席番号 | 部 門 | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|------|---------------|------------------|--------|---------------------------------|
| 1 | 都市計画・交通計画(学識) | 福島大学経済経営学類教授 | 吉田 樹 | 欠席 |
| 2 | 関係行政機関 | 国土交通省東北運輸局長 | 吉田 昭二 | (代理)福島運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官 千葉 聖子 |
| 3 | 建築(学識) | 福島県建築士会建築士 | 鈴木 深雪 | |
| 4 | 市町村長代表 | 郡山市長 | 椎根 健雄 | (代理)都市構想部長 宗形 彰久 |
| 5 | 関係行政機関 | 経済産業省東北経済産業局長 | 佐竹 佳典 | 欠席 |
| 6 | 関係行政機関 | 福島県警本部長 | 森末 治 | (代理)交通部交通規制課長 緑川 渉 |
| 7 | 農学(学識) | 湯川村農業委員会農業委員 | 山口 栄子 | 欠席 |
| 8 | 法律(学識) | 福島県弁護士会弁護士 | 大河内 敏子 | 欠席 |
| 9 | 関係行政機関 | 財務省東北財務局福島財務事務所長 | 前澤 浩 | (代理)福島財務事務所管財課長 守 毅 |
| 10 | 行政社会学(学識) | 福島大学行政政策学類教授 | 西田 奈保子 | |
| 11 | 市町村議会議長代表 | 福島県町村議会議長会会长 | 高橋 道也 | |
| 12 | 関係行政機関 | 国土交通省東北地方整備局長 | 西村 拓 | (代理)福島河川国道事務所副所長 岩渕 賢一 |
| 13 | 医療福祉(学識) | 医療創生大学心理学部教授 | 鎌田 真理子 | (リモート出席) |
| 14 | 関係行政機関 | 農林水産省東北農政局長 | 永井 春信 | (リモート出席)(代理)農村振興部農村計画課長 齊藤 学 |
| 15 | 商工(学識) | いわき商工会議所女性会会长 | 大和田 廣子 | 欠席 |
| 16 | 県議会議員 | 福島県議会議員 | 大橋 沙織 | |
| 17 | 経済(学識) | 福島大学人間発達文化学類教授 | 初澤 敏生 | |
| 18 | 地域づくり(学識) | 任意団体なみとも代表 | 小林 奈保子 | (リモート出席) |

令和 7 年 11 月 21 日

幹事 土木部長 矢澤 敏幸
 土木部技監 山田 重毅
 土木部政策監 渡邊勝和
 土木部次長(都市担当) 知聰